

「地方交付税法等の一部を改正する法律案」「地方税法等の一部を改正する法律案」「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案」「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案」に対する代表質問

国民民主党・無所属クラブ

日吉 雄太

国民民主党・無所属クラブの日吉雄太です。会派を代表し、ただいま議題となりました「地方交付税法等の一部を改正する法律案」「地方税法等の一部を改正する法律案」「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案」「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案」につきまして質問をいたします。

まず、はじめに安倍総理に確認いたします。

財務省による公文書の改ざん、厚生労働省による裁量労働制を巡るデータのねつ造及び毎月勤労統計の偽装など行政機関における不祥事が続いています。国会審議の前提となる資料の真実性が疑われる状況では、審議は成り立ちません。

組織には、通常、不正や誤りを防止するための仕組みが備わっています。これを内部統制と言います。行政においても、当然、内部統制が整備・運用されているはずですが、現実には数々の不正が発生しました。そういう意味では、行政において、内部統制に重要な問題が存在することになります。では、そもそも内部統制を適切に構築する責任は、一体誰にあるのでしょうか。

一般企業においても、当然、内部統制が整備・運用されています。金融庁企業会計審議会が公表している「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」によると、「経営者は、組織のすべての活動について最終的な責任を有しており、その一環として、取締役会が決定した基本方針に基づき内部統制を整備及び運用する役割と責任がある。」と規定されています。

企業においては、内部統制を構築する責任は経営者、つまり、会社のトップである社長に内部統制を構築する責任があるわけです。だからこそ、不祥事が起きた会社では、社長が辞任して責任を果たしています。

行政権は、内閣に属し、内閣はその行使にあたって、国会に対し責任を負います。内閣のもとに省庁といった行政機関が設置され、行政作用の大部分が内閣の責任のもとに、行政機関によって執り行われています。

それでは伺います。公文書の改ざんやデータのねつ造、統計の偽装を防ぐ内部統制を構築する責任は、一体誰にあるのか、私は、行政の長である内閣総理大臣にあると考えますが、総理の明確な答弁を求めます。万が一、内閣総理大臣に内部統制構築の責任がないというのであれば、その旨明言してください。

また、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」によると、「経営者は、組織内のいずれの者よりも、内部統制の基本的要素に影響を与える組織の気風の決定に大きな影響力を有している。」とされています。すなわち、組織のトップは、組織風土の決定に絶大な影響を与え得るということです。誠実なトップの下では誠実な組織が形成され、不誠実なトップのもとでは組織も不誠実になるわけです。

財務省による公文書の改ざんは、不正に対して、職員一人一人の意識が希薄であったことに起因しているということですが、組織のトップである総理自身が、不正を排除して、誠実に職務を遂行するという意識が欠けていたからこそ、起こりえた事件であったのではないのでしょうか。なぜ行政の長である安倍総理のもとで、財務省職員が不正行為をするに至ったのか、その因果関係について、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」の記載を踏まえて、安倍総理の答弁を求めます。

2012年末に自民党が政権を再び獲得し、もう6年以上も時が過ぎております。2014年の衆院解散に当たっては「アベノミクスの成功を確かなものとするため」消費税率引き上げは延期、2016年の参院選前には「世界経済が大きなリスクに直面している」ため、消費税率引き上げは再延期し、「アベノミクスをもっと加速する」と、総理は記者会見でおっしゃいました。しかしながら、アベノミクスの成果は未だ国民にもたらされていません。国民の大半が成果を認めないからと言って、統計不正により偽装まで行われていたとなつては、呆れてものも言えません。

2月5日の衆議院予算委員会で、安倍総理は「消費税の引上げについては、反動減等に対する十二分な対策を講じた上で、リーマン・ショック級の出来事がない限り、法律で定められたとおり、10月に現行の8%から10%に引き上げる予定」と述べられました。

本年に入ってから、「リーマン・ショック級」という言葉遣いはされていなかったもので、消費税率引き上げ再々延期もあり得べしとの答弁に軌道修正されたと受け止めておりますが、そうした解釈で良いか、安倍総理の答弁を求めます。次の延期理由は、世界経済危機前夜のリスクがあるから、アベノミクスを究極進化させるとでもいうのでしょうか。言葉遊びや数字いじりは止め、国民生活向上のために少しは力を割いていただきたいと思えます。

もし、消費税率引き上げが再々延期されるとなれば、気になるのは幼児教育・保育の無償化の行方です。子育て世帯から期待は高まっていますし、少子化対策の観点からも重要な施策ですが、本年10月に消費税率を引き上げないとの判断をされた場合、幼児教育・保育の無償化も延期されるのですか。安倍総理の答弁を求めます。

日本経済を支えているのは、全国380万に及ぶ中小企業であります。その企業は、地方において、必死になって地域経済を下支えするけん引役として頑張っておられます。アベノミクスに期待など、「とうに」していないのであります。政府は、地域経済の活性化は、市町村にとって死活問題であり、大変重要な問題であることを、認識しているのでしょうか。

少子高齢化が進む中で、人口の都市圏への流入は歯止めがかかりません。地方で安心して仕事ができ、子どもを産み育てることができることを実現するのは政治の役目であります。そこで、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速するとうたっている、無償化における市町村の対応についてお尋ねします。

予定通り無償化が実行されたとしても、問題はあります。政府案によれば、認可外保育施設についても、今年10月から5年間は原則として児童福祉法に基づく届け出があれば無償化の対象に含まれることとなります。ただ、例外があって、この期間内に、市町村が条例により基準を定める場合は、対象施設をその基準を満たす施設にできることになっています。

つまり、市町村が非常に厳しい基準を条例で定めることによって、認可外保育施設を無償化対象から除外できることとなります。市町村により取扱いに差が出るのは不公平ではないですか。財源については、臨時交付金を創設して、全額国費で賄うこととなりますが、対象が定まらない以上、その額も定まらないのではないですか。また、2019年度は、この臨時交付金で財源を賄うとのことですが、消費税率引き上げ再々延期において、2020年度以降はどうするのか、総務大臣にお伺いいたします。

森林環境税について、伺います。現在、東日本大震災の復興財源に充てるための復興特別税として、住民税については、一人年1千円を上乗せしています。今回の法案では、その期限が切れる2024年度から森林環境税を導入して住民税の負担を継続させる案になっています。本来であれば、復興特別税の期限が切れた段階で、一度、税負担を元に戻すべきです。なぜ、課税の根拠が全く異なるにもかかわらず、全く同じ一人千円の負担となるのでしょうか。今まで一人千円課税してきたから、そのままであれば批判も出にくいだろうという思惑で、看板を掛け替えたのではありませんか。総務大臣にお伺いいたします。

所得税についても、復興特別税として税額に2.1%上乗せされていますが、2013年から25年間が経過すると、その期限が切れます。その後はどうするのでしょうか。今回と同様に看板を掛け替えて、新税を導入するのでしょうか。財務大臣にお伺いいたします。

森林環境税の税収は年620億円とされています。使いみちとして、森林整備と称して、かつてのスーパー林道のように自動車道に近い道路などに予算を投入するバラマキは排除すべきと考えます。森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保することが何よりも重要であり、森林整備を担う人材の育成や、担い手の確保についても重要になってまいります。適正な使いみちをどのように担保していくのか、農林水産大臣にお伺いいたします。

日本の国土面積の3分の2に当たる約2500万haが森林であります。今はその多くが整備されずに放置された状態になっています。そもそも、森林は国土の侵食防止や保水的作用を持ち、災害を防ぎながら、多様な生態系を支えていると言われております。

私の地元である、浜松市天竜区は、森林における有名な町であります。林業に携わる方に意見を聞くと、『最近、山村も外部経済の影響をかなり受けていて、山と向き合う文化から離れてきている。本当は、まず山村があり、自然と向き合いながら、営まれる人の暮らしがあって、その中の一つとして、森や木を利用する林業があるはずなのに、これを植えればお金になるという事で、スギやヒノキ、カラマツばかりの人工林を育ててきた。そうすると、外部経済に頼らざるを得なくなり、山を地域循環の中で利用していくことが難しくなってしまった。』という事であり、人の暮らしと、山との関わりを強くしていくことが重要だと考えますが、今後の林業における方針について、農林水産大臣にお伺いいたします。

地方税源の偏在是正について、伺います。昨年度は、地方消費税の清算基準が見直されました。今回の改正案では、法人事業税の一部を分離して特別法人事業税とし、全額都道府県に譲与することになっています。地方税源の偏在是正措置については、これで完了するという理解でよいですか。それとも、来年度以降もさらなる措置が続くのでしょうか。総務大臣にお伺いいたします。

次に、ふるさと納税について伺います。ふるさと納税の返礼品競争の過熱を受け、一昨年、総務省は返礼割合を3割以下とするなどの見直しを要請しました。要請を守らない自治体があるので、総務省はこのたび返礼割合3割以下、返礼品は地場産品との基準を満たさない自治体については、本年6月より、ふるさと納税の対象から外すとする案を出してきました。しかし、同じ年の所得について、ある時点から取り扱いが変わるのは不公平ではありませんか。また、駆け込み寄付を生み、混乱の元になりませんか。総務大臣の答弁を求めます。

ふるさと納税がもたらしている歪みは、返礼割合だけではありません。ふるさと納税は、所得が高ければ高いほど、青天井に年間上限も高くなり、高所得者が節税に利用しているという批判が出ています。また、寄付を受ける自治体にとっても、年による変動が大きく、毎年保障されているわけではない不安定な財源であり、中長期的な事業には利用しにくいという面があります。こうした指摘を踏まえ、年間上限を頭打ちにして、歪みを抑えるといった考えはありませんか。総務大臣に伺います。

今回の認可外保育施設の無償化や、森林環境税の税額などの改正点をみても、幼児教育・保育の無償化や森林環境政策についての大きなビジョンや理念は一向に見えてきません。地方税源の偏在是正も、本来は、国の権限と税財源を思い切って地方に移譲する地域主権改革によって実現すべきです。今回の法案から見えてくるのは、安易な辻褃合わせや思い付きだけであり、ここにも、安倍政権の不誠実な姿勢が現れています。

「人への投資」や「地域主権改革」などの抜本的な改革を誠実に実行できるのは、我々であることを国民の皆様にお約束申し上げ、私の代表質問といたします。ご清聴ありがとうございました。